~生活保護に関してお困りの方へ~

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一个生活保護 ホットライン

相談料

生活に困っている方々の相談をお受けし、 生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、 全国一斉電話相談を実施します。

- ▶ 例えば、こんな相談に弁護士が応対します。
- 生活保護基準の最高裁判決が出たことによって、どう変わりますか。
- ・ 物価高で、今の保護費では生活できない。
- ・申請書がもらえない。
- ・次の理由により申請が受け付けられない。 住所不定(ホームレス)、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、 持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、 別の制度(生活困窮者自立支援制度)が利用できる等
- ・ 役所(福祉事務所)から次のように言われた。 「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」
- ・保護費を"天引き"されている。
- 相談料はかかりません。栃木県弁護士会はフリーダイヤルにて実施しますので、電話代も かかりません。

00°0 | 20- | 58-794 2025年11月26日(水)

|0:00~20:00 栃木県は|0時~|4時実施

14時2降でも近くの弁護士会につながります

- ※他県の実施案内は日弁連ウェブサイトに掲載しています。
- ※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。 また、16時以降は、電話がつながりにくくなることが見込まれますので、早めの御電話をおすすめします。